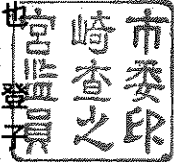


宮監公表第10号
令和元年8月22日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶谷欣也
荒木敏
前本尚
谷口真理子

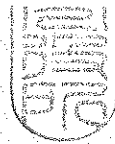


定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
 - ・地域振興部
 - ・教育委員会
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



(報告様式1)

令和元年度定期監査意見についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：地域振興部)

意見の内容	措置状況
<p>【意見】</p> <p>①平成30年度及び平成31年度の公民館使用料の減免について、申請時に部長の決裁を受けず、月ごとにまとめて決裁を受け減免しているものが散見された。</p> <p>使用料の納付の期日は、使用許可の日と規定されていることから、使用料の減免は同時に決定する必要がある。一方、使用許可は館長の専決事項、減免は、地域振興部長の専決事項と規定されていることから、許可日に減免を決定することは困難である。よって、市民サービス確保の観点から、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。</p>	<p>「宮崎市事務決裁規程」において、手数料、使用料の減免に関することは部長共通専決事項とされている。</p> <p>今後、実態に即した事務処理を行うため、関係部局と調整を図り、事務処理のあり方等について検討を行う。</p>

令和元年8月5日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

